

## 指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管課	農林水産部 林務管理課
評価対象期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日

## 1 指定概要

施設概要	名称	大分県林業研修所	施設種別	農林業振興
	所在地	由布市湯布院町川北899-91		
	設置目的	林業技術の改善及び林業経営の合理化に資するため、林業に関する研修教育を行うとともに、林業後継者、林業従事者等の利用に供する施設として、大分県林業研修所を設置する。		
指定管理者	名称	公益財団法人 森林ネットおおいた		
	代表者名	理事長 重本 悟		
	所在地	大分市大字古国府字内山1337-15		
指定管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修所を利用した研修教育に関する業務</li> <li>・研修所の建物及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</li> <li>・研修所の利用の許可に関する業務</li> <li>・その他知事が特に必要と認める業務</li> </ul>			
料金制度	利用料金 ・ 使用料 ・ 該当なし			
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日(5年間)			

## 2 評価結果

評価項目及び評価のポイント	
1	施設の設置目的の達成(有効性の向上)に関する取組み
	(1)施設の設置目的の達成
	①計画に則って施設の管理運営(指定管理業務)が適切に行われたか。また、施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか(目標を達成できたか)。
	②施設の利用者の増加や利便性を高めるための取組みがなされ、その効果があったか。
	③複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られ、その効果が得られているか。
	④施設の設置目的に応じた効果的な営業・広報活動がなされ、その効果があったか。
	【所見】
	○ 平成27年度の延べ利用者数は2,810人/年となり、平成26年度の3,427人と比較すると減少している。
	○ 緑の雇用を抜いた特別研修と一般研修の受講者数は1,211人/年であり、前期(平成18～22年度)の1,057人と比較すると増加している。
	○ 研修業務に関する広報については、研修ごとに県の出先機関を通じて、林業事業体等に研修生の募集を行うとともに、年間の研修計画表をホームページで公表しており、設置目的に応じた広報活動がなされている。

## (2) 利用者の満足度

- ①利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られていると言えるか。
- ②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みがなされたか。
- ③利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。
- ④利用者への情報提供が十分になされたか。
- ⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

## 【所見】

- 研修に対する利用者の満足度は、「満足」「やや満足」「どちらとも言えない」「やや不満」「不満」の5段階のアンケート調査を実施しており、自由意見を記入する欄も設けている。これによると、「満足」「やや満足」を合わせると、98%となり、平成26年度の95%から若干増加した。

## 2 効率性の向上等に関する取組み

## (1) 経費の低減等

- ①施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組みがなされ、その効果があったか。
- ②清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。
- ③経費の効果的・効率的な執行がなされたか。

## 【所見】

- 指定管理での研修や「緑の雇用事業」で実施されている機械集材装置の特別教育・高性能林業機械システム研修・高性能林業機械メンテナンス研修などの、実施内容が似ており、使用機材等が共通している研修については同一時期に実施し、架線の架設及び撤収費用や高性能林業機械の運搬費用についての経費の削減を行った。

## (2) 収入の増加

- ①収入を増加するための具体的な取組みがなされ、その効果があったか。

## 【所見】

- 使用料収入は661千円となっており、前年度比で約6%減少した。(H26 699千円)。

## 3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組み

## (1) 施設の管理運営(指定管理業務)の実施状況

- ①施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であったか。
- ②職員の資質・能力向上を図る取組みがなされたか。
- ③地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。

## 【所見】

- 人員配置については、全体を統括する部長1名、研修の業務計画や県等との連絡調整を担当する副部長1名、研修の実施と備品・機械器具・施設の管理等を担当する嘱託職員2名、経理等事務処理を行う臨時職員1名を配置しており、研修運営や施設管理等に関して合理的な配置となっていると判断される。人員の不足による業務への支障や苦情も発生しておらず、適正だと考えられる。

## (2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- ①関係法令(地方自治法、労働関係法令、通則条例、設置条例等)が遵守されているか。
- ②施設の利用者の個人情報保護のための対策が適切に実施されているか。
- ③利用者が平等に利用できるよう配慮されていたか。
- ④施設の管理運営(指定管理業務)に係る収支の内容に不適切な点はないか。
- ⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。
- ⑥防犯、防災対策等の危機管理体制が適切であったか。
- ⑦事故発生時や非常災害時の対応などが適切であったか。

## 【所見】

- 個人情報保護の徹底を図るため、職員会議等を通じ職員に対し周知徹底を行い、個人情報保護に努めた。漏洩等の事故は発生していない。
- 研修受講者の決定にあたっては、設置条例及び関係規程等を遵守し、公平な取扱を行った。
- 研修の実施にあたっては、職員が常時立会い、事故防止に努めた。
- 事故発生時の連絡網も整備されており、危機管理体制は適切であると思われる。

## 【総合評価】

## 【所見】

研修実施中における事故などの発生もなく、利用者に対するアンケート結果の満足度が高いことは評価できる。指定管理研修・自主事業研修・緑の雇用・おおいた林業アカデミー・外部団体使用など研修が充実してきていることから、今後はより効率的な施設の運営が必要となる。また、造林・保育など県内で人づくりが課題となっている分野について研修の充実化を図る必要がある。

## 【今後の対応】

適切で効率的な管理運営を行い、林業従事者等の知識や技術の向上に努めてもらいたい。

## 【指定管理者評価部会の意見】

- 清掃や整理整頓が行き届き、事故も発生しておらず、施設の管理が適切に行われている。
- 人材育成機関として、受講生間のつながりを深めるための支援にも積極的に取り組んでほしい。
- 施設の特性を踏まえた職員の資質向上のための取組(接遇、コーチング等)が必要。